第

1484

묶



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 1月 26日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 🌣 落成式の費用

**◇** : 私は、賃貸用のマンション1棟を新築 した際、落成式を行いました。その費用はざ っと50万円ほどかかりましたが、その全額 を不動産所得の必要経費としてよいでしょう か。

また、不動産業者等から新築祝として現金 で総額30万円ほどもらいましたが、これは 何所得になるのでしょうか。

A : 落成式の費用は不動産所得の必要経費 に算入して差し支えありません。また、新築 祝は不動産所得の総収入金額に算入します。

## 【解説】

建物等の減価償却資産の取得価額には、建 築費のほかその資産を業務の用に供するため に直接要した費用も含まれます。したがって、 ご質問の場合の落成式の費用も、原則として は建物の取得価額に加算することになります。

しかし、法人税の取扱いでは、新工場の落 成、操業開始に伴って支出する記念費用等の ような減価償却資産の取得後に生ずる付随費 用の額は、その取得価額に算入しないことが できることになっていますので、ご質問の場 合もこれに準じて処理しても差し支えないも のと思われます。

次に、新築祝として不動産業者等からもら った現金30万円は、事業に関連してもらっ たものですから、不動産所得の総収入金額に 算入しなければなりません。







